

浄水発生土の保管及び処理状況

放射性物質を含む浄水発生土の取扱い

(^{134}Cs 及び ^{137}Cs の合計濃度)

平成23年6月16日関係都県に通知

10万Bq/kg超

県内の遮へいできる施設で保管

10万Bq/kg以下

濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、管理型処分場に仮置き

・8千～10万の最終的な処分について、環境保全のあり方を引き続き検討

8千Bq/kg以下

(跡地を居住等の用途に供しない場合)
管理型処分場に埋立処分

・跡地を農耕、居住等に利用する場合、利用用途ごとに安全性を評価

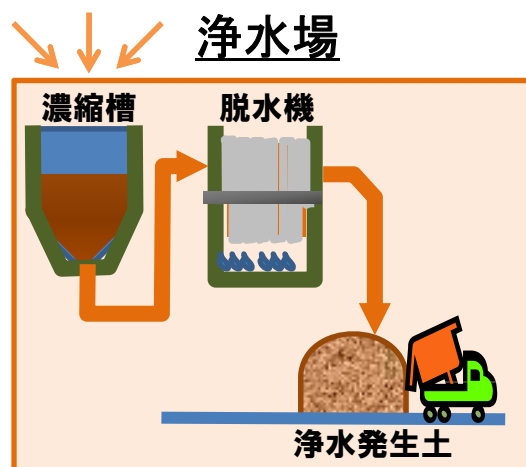
クリアランスレベル以下※

再利用

・他の原材料との混合・希釈等を考慮し、市場に流通する前にクリアランスレベル以下になる物は利用可能(例:セメント)

・園芸用土等の製品について、出荷を自粛し、今後安全性を評価

※原子炉等規制法に定めるコンクリート等のクリアランスレベルは100Bq/kg

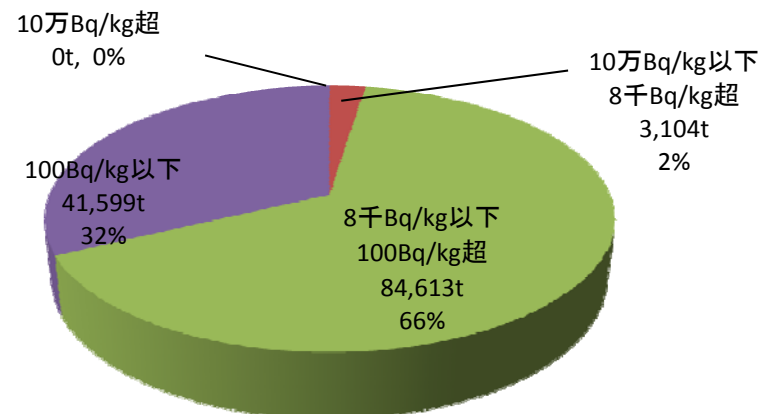


放射性物質が検出された浄水発生土の放射性物質濃度の状況

(単位:トン)

9月9日時点

Bq/kg	10万Bq/kg超	10万Bq/kg以下 8千Bq/kg超	8千Bq/kg以下 100Bq/kg超	100Bq/kg以下	計	未測定保管
宮城県	0	739	2,329	3,243	6,311	2,554
山形県	0	0	933	4,524	5,457	5,565
福島県	0	1,032	1,308	104	2,444	2,145
新潟県	0	927	6,556	5,651	13,134	2,521
茨城県	0	0	2,991	3,466	6,457	2,962
栃木県	0	188	1,099	286	1,573	75
群馬県	0	218	1,544	476	2,238	442
埼玉県	0	0	17,088	544	17,633	196
東京都	0	0	23,365	1,718	25,083	1
神奈川県	0	0	6,438	8,335	14,773	3,935
千葉県	0	0	19,717	4,231	23,947	8,451
長野県	0	0	1,195	6,838	8,033	1,318
山梨県	0	0	0	1,876	1,876	1,163
静岡県	0	0	50	309	359	5,493
全体	0	3,104	84,613	41,599	129,316	36,820

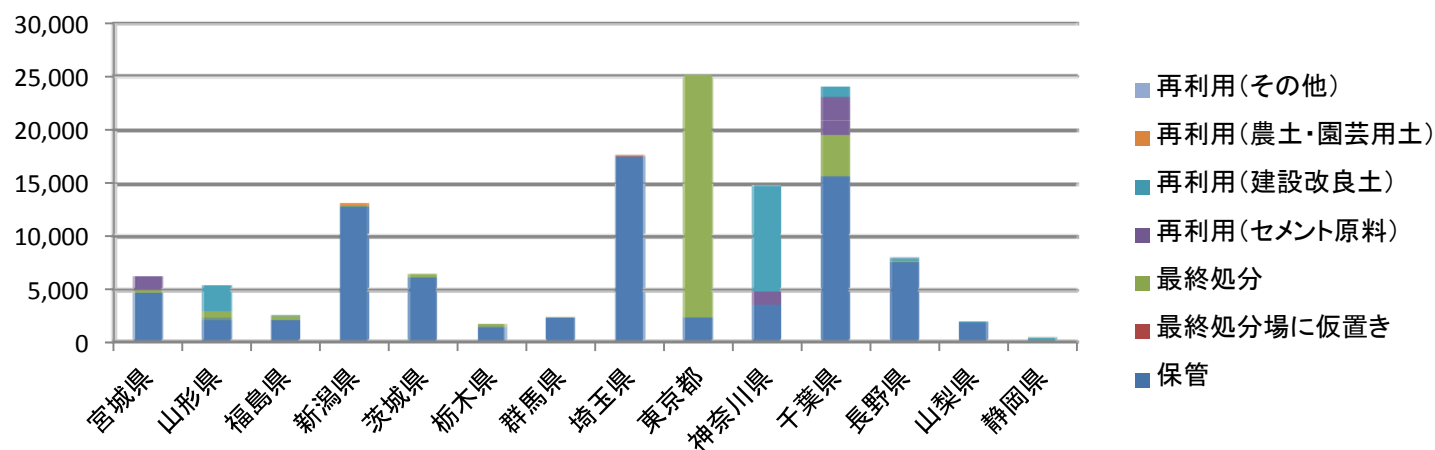


放射性物質が検出された浄水発生土の処分状況

(単位:トン)

9月9日時点

	保管	最終処分場に 仮置き	最終処分	再利用(セメント原 料)	再利用(建設改良 土)	再利用(農土・園 芸用土)	再利用(その 他)	計
宮城県	4,686	0	260	1,365	0	0	0	6,311
山形県	2,097	0	693	0	2,667	0	0	5,457
福島県	2,045	0	261	0	138	0	0	2,444
新潟県	12,758	0	62	0	0	314	0	13,134
茨城県	6,160	0	297	0	0	0	0	6,457
栃木県	1,278	0	295	0	0	0	0	1,573
群馬県	2,222	0	7	9	0	0	0	2,238
埼玉県	17,411	0	0	120	0	62	39	17,633
東京都	2,218	0	22,865	0	0	0	0	25,083
神奈川県	3,452	0	0	1,312	10,009	0	0	14,773
千葉県	15,591	0	3,969	3,416	970	0	0	23,947
長野県	7,556	0	97	0	300	0	80	8,033
山梨県	1,720	0	0	0	156	0	0	1,876
静岡県	0	0	49	0	286	24	0	359
全体	79,194	0	28,855	6,223	14,525	400	119	129,316



平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

制度

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
- ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
- ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
- ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける
- ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止
※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置